

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 北大阪支店
大阪府高槻市芥川町一丁目7番26号
カワビル3階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- (4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 梅田支店
大阪府大阪市北区梅田二丁目6番20号
パシフィックマークス西梅田 15 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 週間以内に雇用契約が終了した場合 80 %

(2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50 %

(3) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20 %

(4) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 天王寺支店
大阪府大阪市天王寺区悲田院町 8 番 22 号
ニッセイ天王寺ビル 6 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 神戸支店
兵庫県神戸市中央区京町72番地
新クレセントビル6階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 奈良支店
奈良県奈良市高天市町38番3号
近鉄高天ビル5階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 品川支店
東京都港区港南二丁目16番2号
太陽生命品川ビル5階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 週間以内に雇用契約が終了した場合 80 %
- (2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50 %
- (3) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20 %
- (4) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 横浜支店
神奈川県横浜市神奈川区栄町 5 番地 1
横浜クリエーションスクエア 7 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- (4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 名古屋支店
愛知県名古屋市中区錦二丁目9番27号
NMF 名古屋伏見ビル2階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 千葉支店
千葉県千葉市中央区新町1番地17
JPR千葉ビル10階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 埼玉支店
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1
三谷ビル5階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 浜松支店
静岡県浜松市中央区砂山町 325 番地 6
日本生命浜松駅前ビル4階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- (4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 福岡支店
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目9番20号
渡辺地所福岡駅前ビル3階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 高崎支店
群馬県高崎市栄町14番1号
高崎イーストセンタービル4階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 週間以内に雇用契約が終了した場合 80 %

(2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50 %

(3) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20 %

(4) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 京都支店
京都府京都市南区西九条蔵王町 30 番 1 号
大樹生命京都南ビル 5 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 宇都宮支店
栃木県宇都宮市東宿郷一丁目9番15号
フロービル5階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 仙台支店
宮城県仙台市青葉区本町二丁目3番10号
KDX 仙台北町ビル3階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 松本支店
長野県松本市深志一丁目4番25号
松本フコク生命駅前ビル3階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 週間以内に雇用契約が終了した場合 80 %
- (2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50 %
- (3) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20 %
- (4) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 岡山支店
岡山県岡山市北区柳町一丁目 1 番 1 号
住友生命岡山ビル 17 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- (4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 立川支店
東京都立川市曙町二丁目31番15号
日住金立川ビル6階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 週間以内に雇用契約が終了した場合 80 %

(2) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50 %

(3) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20 %

(4) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10 %

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 広島支店
広島県広島市中区鉄砲町 8 番 18 号
広島日生みどりビル 2 階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責に基づく

解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

(4) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コトリオ 熊本支店
熊本県熊本市中央区辛島町6番7号
いちご熊本ビル6階

有料職業紹介事業許可番号 / 26-ユ-300126